

公益財団法人 ふるさと島根定住財団 倫理規程

<前文>

本財団は、その設立の趣意に基づき、「島根県における人口定住の促進」という公益目的の実現のため、常に県施策と密接な関係を持ち事業活動を実施してきた。この度、平成23年4月1日付けで「公益財団法人」となるに当たり、より一層積極的に県民からの要請に応えた活動を展開することが求められている。この事業活動については、定款第3条で「本県における人口定住に寄与する」と法人の目的を明らかにするとともに、第4条では「①若年者の県内就職の促進②県外からのUターン促進③活力と魅力ある地域づくりの促進」の3本柱を事業の軸として掲げた。

本財団の目的及び事業を遂行するに当たっては、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行う必要があり、それを担保する自主ルールとして、以下の倫理規程を制定することとした。

本財団のすべての「理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）及び職員」（以下「役職員等」という。）は、その社会的使命と役割を自覚し、この規程の理念が具体的行動と意思決定に活かされるよう、自己を律し不断の努力に努めなければならない。

<本文>

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 本財団は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重大な責務を負っていることを認識し、社会からの期待に相応しい事業運営に当たる。

（社会的信用の維持）

第2条 本財団は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努める。

（法令等の遵守）

第3条 本財団は、関連法令及び本財団の定款、倫理規程その他の内規を遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営するものとする。

（私的利益の禁止）

第4条 本財団の役職員等は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を私的な利益のために利用することがあってはならない。

（利益相反の防止及び開示）

第5条 本財団の役職員等は、その職務の執行に際し、本財団との利益相反が生じる可能性がある場合は、その事実について情報を明らかにしなければならない。

（情報公開及び説明責任）

第6条 本財団は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開し、社会の理解と信頼の向上に努める。

（個人情報の保護）

第7条 本財団は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

（行動指針）

第8条 本財団の役員等は、公益事業活動が円滑に実施されるよう、自らも率先して事業の推進に努めるものとし、職員は能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めるものとする。

附 則

本規程は、平成23年6月28日から施行する。